コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日	令和２年４月１日
会社名	中央インターナショナルグループ株式会社
会社名（英訳）	CHUOU INTERNATIONAL GROUP CO.,LTD.
本店所在地	佐賀県佐賀市唐人二丁目２番12-101号
代表者役職氏名	代表取締役会長兼社長　大石　正徳
問合わせ先	管理部　0952-33-1761
URL	http://www.cig-ins.co.jp
証券コード	7170

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は次の通りです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

■１．基本的な考え方

当社及び当社グループは、その企業価値を高め地域のお客様に貢献しうる企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。特にその販売する商品が「金融商品」でありますことから、関連法規・規則等の遵守は言うまでもなく、牽制働く、公正・透明な経営が確保されるよう、従来以上に組織体制の整備に注力していく所存であります。

また、当社、及び当社グループの事業活動の要となります「人」にとっても、企業は大きな後ろ盾であります。堅確・公正な経営を維持するのみならず、急速な環境変化にも即応できる意思決定の仕組や、人の成長→企業の成長→人の成長といった循環を促進する育成プログラム等においても、その課題に積極的に対処していくことが大きな意味でのコーポレート・ガバナンスであることを認識し取組んでまいります。

■２．資本構成

（１）外国人株式保有比率　　10%未満

（２）大株主の状況

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
㈲ＫＩＭアセント	1,200,000	41.93
特定非営利活動法人Ｃig塾	614,600	21.48
石井　露	230,300	8.05
大石　秀子	195,500	6.83
大石　禅	164,300	5.74
株式会社　うけがわ	116,800	4.08
船津　繭乃	110,300	3.85
中村　紀寿	34,500	1.21
大石　正徳	20,000	0.70
大坪　紀美子	20,000	0.70
ＡＩＧ損害保険株式会社	20,000	0.70
計	2,726,300	95.26

（３）支配株主の有無(親会社を除く)　無

（４）親会社の有無　　無

■３．企業属性

（１）上場取引所及び市場区分	ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔ
（２）決算期	12 月
（３）業種	保険業
（４）直近事業年度末における従業員数	100 人未満
（５）直近事業年度末における（連結）売上高	100 億円未満
（６）直近事業年度末における連結子会社数	10 社未満

■４．支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針

当社は現在において支配株主との取引はなく、そして今後も支配株主との取引を行う予定はありません。

■５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

■１．機関構成・組織運営等に係る事項

（１）組織形態　監査役設置会社

（２）取締役関係

① 定款上の取締役の員数	8 名
② 定款上の取締役の任期	2 年
③ 取締役会の議長	会長兼社長
④ 取締役の人数	7 名
⑤ 社外取締役の選任状況	選任していない

（３）監査役関係

① 監査役会の設置の有無	設置していない
② 定款上の監査役の員数	3 名
③ 監査役の人数	1 名

④ 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は会計監査人を設置しておりませんが、有限責任監査法人トーマツとの間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の機会を設けております。

内部監査部門である内部監査室の内部監査担当者 1 名との間で監査実施状況に関して日常的に協議・連携を行っております。

⑤ 社外監査役の選任状況　選任していない

（４）独立役員関係

① 独立役員の人数	0 名
② その他独立役員に関する事項	該当事項はありません。

（５）インセンティブ関係　実施していない

（６）取締役報酬関係

①（個別の取締役報酬の）開示状況：個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

令和元年 12 月期における当社の取締役報酬は以下のとおりであります。

取締役に支払った年間報酬総額　35,300 千円

② 報酬額又はその算定方法の決定方針の有無：あり

役員の報酬は、株主総会の決議に基づく限度額（60,000 千円）の範囲内で、その具体的な配分は取締役会で決定することができるとされております。

■２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、会社法で定められた取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務遂行の状況を逐次監督しております。その概要は以下のとおりです。

（１）取締役会

取締役会は取締役７名（社外取締役０名）で構成されており、経営の意思決定を行い、取締役の職務執行状況を監督しております。原則として毎月１回開催する他、必要に応じて随時、臨時取締役会を招集しております。また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

（２）監査役

監査役は取締役会や毎週開催される経営幹部の出席する経営会議に出席し、取締役の業務執行を監督すると共に、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制としております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告・共有しております。監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。

（３）内部監査及び監査役監査

当社は業務の改善を推進するため、内部監査室を設置し内部監査担当者１名を配置、当社のみならずグループ会社全体の内部監査を実施していく体制としております。年間計画に基づく定期監査の結果は、改善報告とともに社長宛に報告されることとなっております。また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、監査役往査の実施、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を通じて、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることといたしております。

（４）監査法人

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお令和元年12月期において監査を執行した公認会計士は、宮嵜健氏の１名であり、継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士２名その他２名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

■３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の状況

■１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

当社の決算月は12月であり、定時株主総会の開催日は集中日とは異なっております。

■２．ＩＲに関する活動状況

（１）ＩＲ資料のホームページ掲載：当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。

（２）ＩＲに関する部署（担当者）の設置：管理部にて対応してまいります。

■３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

当社は、行動指針の一つとして、すべての人に誠実で公正な企業活動をすることを掲げており、株主、顧客、従業員、取引先等との相互関係に支えられ当社が存続していることを強く認識し、適時、迅速な情報開示を経営において実践することに努めております。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

■１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、組織規程、及び職務権限規程他関連諸規程の遵守により、意思決定の権限を明確にし、業務を合理的に区分することで内部の牽制が適正に機能するよう努めております。さらには、企業の成長と存続を維持していくためには、すべての役職員や使用人が法令遵守のもと、公正で高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であるとの観点から、研修会・勉強会を通じてコンプライアンスの啓発・指導に力を注いでおります。具体的な整備状況の概要は以下の通りです。

（１）不正の防止、情報の保存・管理等内部統制のシステムの運用状況について、代表取締役社長直轄の内部監査室が、当社のみならずグループ各社を対象に定期的な内部監査を実施し、内部統制のシステムが適正に運用され、機能しているかを確認しております。

（２）コンプライアンス体制構築状況として、当社では就業規則においてコンプライアンス遵守に関する規範を掲げ、当該内容について定期的な社内研修を通じて社内意識の醸成に努めております。

（３）取締役や使用人の職務の執行に係る文書その他の情報に関して、文書管理規程、取締役会規程等に従い、文書又は電磁的方法により記録を作成し、適切に保存及び管理（廃棄を含む）を行っております。 取締役の職務執行情報に関して、監査役又は監査役を補助する従業員が閲覧を求めた場合、担当取締役は、速やかに当該情報・文書を閲覧に供します。

（４）グループ会社においても、業務の適性を確保するため、当社において関係会社管理規程を定め、関係会社の職務執行について規定するとともに、各子会社の意思決定、各種情報の報告状況について取締役決定書を作成し、グループ各社における業務の適正を確保することに努めております。

■２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（１）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「中央インターナショナルグループ株式会社 反社会的勢力等への対応に関する基本方針」により、反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求には断固として応じないことを定めております。

（２）反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力の排除に向けた整備状況として、「反社会的勢力対策規程」を制定し、対応ルールを明確化し、迅速かつ適正に対応できるよう整備しております。当社、及び当社グループ内に、組織としての報告・対処の方法を徹底していく他、警察等所管官庁との連携・協力に努めていく所存であります。

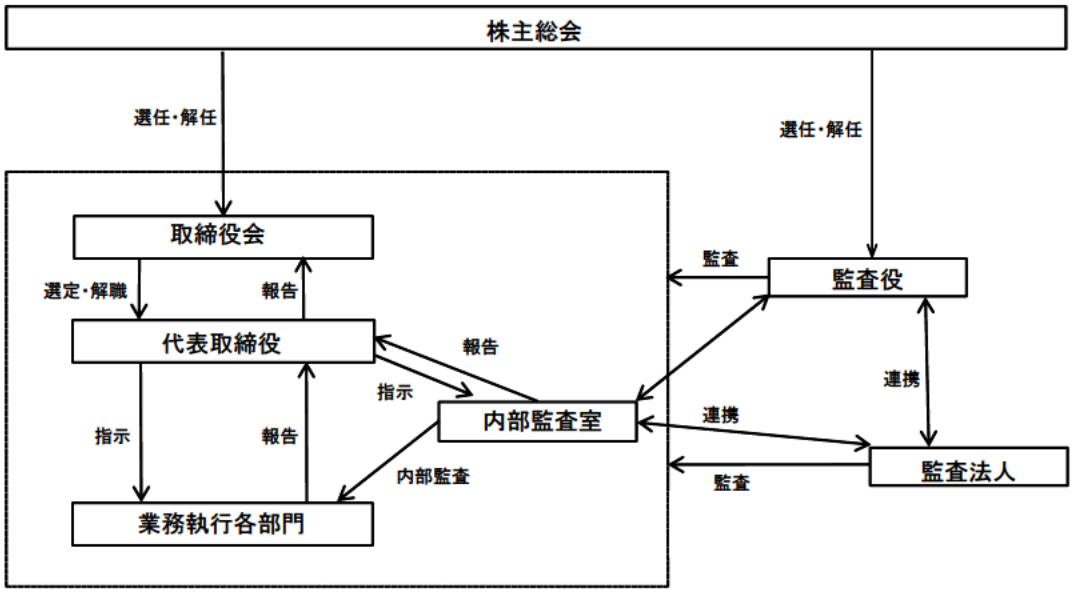
Ⅴ．その他

■１．買収防衛策導入の有無　　なし

■２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（１）模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



（２）適時開示体制の概要

当社の適時開示体制フローは以下のとおりです。

